

## 第7章

### 21世紀における望ましい教育課程の展望

## 第7章

### 21世紀における望ましい教育課程の展望

#### I 望ましい教育課程の在り方

##### 1. 教育課程の概念等の整理

ア 盲学校、聾学校、養護学校

a 教育課程編成の基本

「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説—総則編—（幼稚園・小学部・中学部・高等部）平成12年3月 文部省」では、教育課程を次のように解説している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育計画であるといえよう。

— 略 —

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育課程に関する法令に従い、各教科（各教科・科目）、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年等に応じ、授業時数等との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であるといえる。

教育課程については、以上のことを踏まえ、各学校において、全教職員が共通理解を深めることである。

この概念に基づいて教育課程を編成した場合、基本的には、教育課程は、各学校で一つということになる。なお、高等部においては、学科等により複数の教育課程を編成する場合もある。

b 教育課程編成の特例

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、教育課程編成の特例について、次のように示している。

別表1は、盲学校、聾学校及び養護学校における教育課程編成の基本、特例をまとめたものである。

7) 学習が困難な児童生徒に関する特例

①各教科の目標、内容の一部を取り扱わないことができること。

②各教科の目標、内容の全部又は一部を前学年のものに替えることができること。

③中学部の各教科の目標、内容の全部又は一部を小学部のものに替えることができること。

④高等部の各教科・科目の目標、内容の一部を中学部、小学部の各教科の目標、内容の一部に替えることができること。

⑤幼稚部の各領域のねらい、内容の一部を取り入れることができること。

1) 重複障害者に関する特例

①知的障害を併せ有する児童生徒の場合

盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校及び病弱養護学校で、知的障害を併せ有する児童生徒については、各教科の目標、内容の一部を知的障害養護学校のものに替えることができること。

②重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合

各教科、道徳、特別活動の目標、内容の一部又は各教科、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導することができること。

2) 訪問教育に関する特例

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、学習が困難な児童生徒に関する特例、重複障害者に関する特例によることができること。

3) 療養中及び訪問教育の生徒に通信により教育を行う場合の特例（高等部）

4) 学校教育法施行規則に規定されている特例

①合科的な授業に関する特例

②領域を合わせた授業

③特別な教育課程に関する特例

④教育課程の改善のための研究に関する特例

これらの規定に基づいて、盲学校、聾学校及び養護学校においては、児童生徒の障害の状態等に応じて、複数の教育課程を編成することができ、各学校において、特色のある教育課程を編成し、教育活動を展開している。

各学校においては、アのaでまとめた教育課程の基本を十分理解した上で、特例についての規定を活用することが求められる。特に、養護学校の児童生徒の障害の状態等を考えた時、特例とされる教育課程を編成し、実施することの方が多いのが現状である。教育課程の基本を忘れることなく、特例を十分活用すること

である。

c 個別の教育課程

訪問教育に関する特例により、従来の教育課程の概念を大きく変える個別の教育課程（個の教育課程、個

人の教育課程）が存在するようになっている。訪問教育に関する特例に基づいた教育課程についても、関係する学校において、児童生徒の障害の状態等に応じて工夫されている。

別表1 盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程

	小学部					中学部					高等部				
	盲	聾	知	肢	病	盲	聾	知	肢	病	盲	聾	知	肢	病
基本的な編成によるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例によるもの															
1 学習が困難な児童生徒に関する特例															
①各教科の目標、内容の一部を取り扱わないことができる	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○
②各教科の目標、内容の全部又は一部を前学年のものに替えることができる	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○
③中学部の各教科の目標、内容の全部又は一部を小学部のものに替えることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④高等部の各教科・科目の目標、内容の一部を中学部、小学部のものに替えることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○					
2 重複障害者に関する特例															
①知的障害を併せ有する児童生徒の場合	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○
②重複障害者のうち学習が著しく困難な児童生徒の場合	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○
3 訪問教育に関する特例	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○
4 療養中及び訪問教育の生徒の通信による教育を行う場合の特例											△	△	△	○	○
5 学校教育法施行規則に規定されている特例															
①合科的な指導に関する特例	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△
②領域を合わせた授業に関する特例	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△
③特別の教育課程に関する特例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④教育課程の改善のための研究に関する特例	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

○ 編成、実施      △ 限られた学校で編成、実施      - 該当しない

イ 小学校、中学校、高等学校

a 教育課程編成の基本

「小学校学習指導要領解説総則編 平成11年5月 文部省」では、教育課程を次のように解説している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した教育計画であるといえ

よう。

— 略 —

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年等に応じ、授業時数等との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であるといえる。

小学校の解説の内容の一部を引用したが、中学校、高等学校の開設においても同じ趣旨で教育課程について解説している。

この概念に基づいて教育課程を編成すると、基本的には、教育課程は、学校で一つということになる。ただし、高等学校においては、課程や学科による教育課程があり、学校によっては、複数の教育課程を編成する場合もある。

#### b 教育課程編成の特例

##### 7) 小学校、中学校

小学校、中学校における教育課程編成の特例は、次のようである。

##### a) 複式学級の場合の教育課程編成の特例

4 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

##### b) その他の教育課程編成の特例

##### (7) 特殊学級の場合

特殊学級は、学校教育法第75条の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度などによっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第73条の19第1項では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特殊学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定並びに第53条から第54条の2までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特殊学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にするなど実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、小学校学習指導要領第1章総則第5の2(6)においては、「特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されている。

(小学校学習指導要領解説 総則編)

(中学校学習指導要領解説 総則編においても、同様のことが解説されている。)

##### (イ) 通級による指導の場合

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導のことであり、指導に当たっては、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標及び内容を参考に学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。そして、小学校学習指導要領第1章総則第5の2(6)においては、「特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されている。

—略—

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第24条第1項、第24条の2及び第25条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小学校の教育課程に加え、または、その一部に替えることができることになっている。

(学校教育法施行規則第73条の21第1項、平成5年文部省告示第7号)

(小学校学習指導要領解説 総則編)

(中学校学習指導要領解説 総則編においても、同様のことが解説されている。)

##### (ウ) 私立学校の場合

##### (イ) 教育課程の改善のための研究の場合

##### 1) 高等学校

##### a) 教育課程の研究を行うための特例

##### c 個別の教育課程

通級による指導の場合は、まさしく個別の教育課程に基づき、個別の指導計画が作成され、学習活動が展開される。通級指導教室の教育課程と、小学校、中学校の教育課程との一貫性、連続性が求められる。

## 2. 特別支援教育における教育課程の在り方

特別支援教育においては、いわゆる特別支援学校（仮称）と特別支援教室（仮称）の教育課程について

検討する必要がある。

その際、次の点について、学習指導要領の検討が必要になるであろう。

①特別支援学校（仮称）学習指導要領の内容

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領を見直す必要がある。特に、自立活動の目標、内容については、LD、ADHD、高機能自閉症の子どもの指導に効果的なものに変える必要がある。現行の自立活動の目標、内容で十分対応できる、読めるという意見もあるが、0.数%の障害のある児童生徒を視野に入れて作成されたものが6%以上の新たな障害のある児童生徒に対応できる、読めるという考え方には疑問をもっている。

②小学校、中学校の学習指導要領の内容

特別支援教室（仮称）が多くの小・中学校に設置され、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童生徒が通常の学級で学習する場合には、小学校、中学校の学習指導要領に自立活動の目標、内容、障害のある児童生徒への指導の在り方を明記する必要がある。

ア 特別支援学校（仮称）の教育課程の在り方

特別支援学校（仮称）の在り方については、設置者によりいろいろな設置の形態が考えられる。例えば、現在の盲学校、聾学校、養護学校という障害種別の学校を継続するところ、複数の障害について、一つの学校、同じキャンパスで教育するところなどである。

その際、それぞれの学校にふさわしい教育課程を工夫し、編成する必要がある。

a 障害種別の部門（部）による教育課程を編成する場合

教育課程の基本を踏まえ、特例を活用する。

例 盲教育部門（部）  
聾教育部門（部）  
重複障害教育（部）

知的障害教育部門（部）  
肢体不自由教育部門（部）  
病弱教育部門（部）  
重複障害教育部門（部）

盲教育部門（部）  
聾教育部門（部）  
知的障害教育部門（部）  
肢体不自由教育部門（部）  
重複障害教育部門（部）

b 障害種別の学校における教育課程の編成

基本的には、現行の編成の仕方を踏襲し、工夫、

検討する。

c 個別の教育支援計画の作成と教育課程の編成  
個別の教育支援計画を教育課程編成にどのように位置づけ、活用するかを検討する。

イ 特別支援教室（仮称）の教育課程の在り方  
現在の特殊学級や通級指導教室の教育課程よりもさらに多様な教育課程を編成する必要がある。

この場合、特別支援教室（仮称）の教育課程を編成すること、個別の教育課程を編成することなど、工夫する必要がある。

①特別支援教室（仮称）で多くの時間、ほとんどの時間を学習する児童生徒のための教育課程

②特別支援教室（仮称）で、週の時間の半分程度を学習する児童生徒のための教育課程

③特別支援教室（仮称）で、週8単位時間まで学習する児童生徒のための教育課程

①から③は、例示であり、児童生徒の特別な教育的ニーズに応じたいろいろなバリエーションが考えられる。教育課程を柔軟に編成できるシステムを作ることである。

ウ 特別支援学校（仮称）の学習指導要領に基づいた教育課程の編成

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領に基づいた教育課程の編成を基本と考える。しかし、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領及び同解説を併用しなければならない方法を最小限にする工夫が必要である。

さらに、特別支援教室（仮称）が、特別支援学校（仮称）の学習指導要領を参考として教育課程を編成するのであれば、自立活動の目標、内容等に工夫と検討が必要である。

エ 小学校、中学校の学習指導要領に基づいた特別支援教室（仮称）の教育課程の編成

小学校、中学校の学習指導要領に、自立活動（名称は検討）の目標、内容を設け、特別支援学校の自立活動とは、別のものを設定する。このことに加え、障害のある児童生徒に対する指導の留意点を記載し、小学校、中学校の学習指導要領に基づいて、特別支援教室（仮称）の教育課程が編成できるようにする。

オ 特別支援学校（仮称）、特別支援教室（仮称）の教育課程を幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に基づいて編成

現在、盲学校、聾学校及び養護学校において教育課程を編成するためには、例えば、幼稚部では、幼稚部教育要領と幼稚園教育要領、小学部では、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領と小学校学習指導要領の2冊の教育要領、学習指導要領を読

み、理解する必要がある。さらに、校種別の学習指導要領解説、総則編、国語等の各教科編などを併せて理解する必要がある。

通常の学級で学習する障害のある幼児児童生徒の割合が増加すること、特別支援学校（仮称）、特別支援教室（仮称）の教育内容・方法をすべての教職員が理解することなどを勘案し、教育要領、学習指導要領をすべて一本化して教育課程が編成できるように検討する必要がある。

盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領は、世界に類をみない貴重なものであり、その歴史的な意義も十分に理解した上での提言である。

特別支援教育は、特定の学校の特定の教員により行われるものではなく、すべての学校のすべての教員により行われるものであると考える。

（大南 英明）

## II 教育課程に関する課題の整理

### 1. 教育課程編成上の基本的な事項

#### 1) 「準ずる」という用語について

教育課程編成に関わる課題の一つとして、「準ずる」という用語の捉え方がある。

学校教育法第71条では、次のように記載されている。

盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

この「準ずる」という用語については、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説—各教科、道徳及び特別活動編—」では、次のように解説されている

ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮しなければならない。

この「準ずる」という用語は、特殊教育の目標・内容は、原則的に通常の小・中学校の目標・内容と同じであることを表現している重要な用語であるといえる。

しかし、この用語については、議論の余地があろう。原則として「同じ」ということを表現するのに「準ずる」という用語を使用しているため、一般には理解しにくいものとなっている。そのため、この「準ずる」という表現については、より一般に理解できるような表現を検討することも、ひとつの課題であると考えられる。

#### 2) 「特例」について

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、教育課程編成の特例について定めている。

まず、小学部・中学部における学習が困難な児童生徒に関する特例として、次のように規定している（学

習指導要領第1章第2節第5の1)。

#### 第5 重複障害者等に関する特例

- 1 障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
  - (1) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
  - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。
  - (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。
  - (4) 幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

また、重複障害者等に関する特例として、次のように規定している（学習指導要領第1章第2節第5の2）

- 2 当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）を教育する場合には、次に示すところによるものとする。
  - (1) 盲学校、聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。なお、この場合、小学部の児童については、総合的な学習の時間を設けないことができること。
  - (2) 重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。

さらに、訪問教育に関する特例として、次のように規定している（学習指導要領第1章第2節第5の3)。

3 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1又は2に示すところによることができるものとする。

また、学校教育法施行規則に規定されている特例としては、次のものがある。

- ①合科的な授業に関する特例
- ②領域を併せた授業に関する特例
- ③特別の教育課程に関する特例
- ④教育課程の改善のための研究に関する特例

現行の規定の仕方では、特に必要な場合には、「特例」として、障害の状態に応じた教育課程が組めるということになっている。

しかし、実際に障害のある子どもの教育課程を編成する際には、この「特例」を全面的に利用して組むことになる場合が多い。

盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態が重度化している現状からは、これらの比較的重度の子どもたちの教育課程を編成する場合において、特例の比重が大きくなっている。

そのため、障害に応じた教育課程を組む根拠の部分が、「特例」でよいかどうかということについては議論のあるところである。

また、今後は教育を受ける側、すなわちサービスを受ける側からみて理解のしやすい規定の仕方について検討が必要であると考えられる。

そのため、「特例」という表現を用いずに、より一般に理解しやすい表現を用いた規定の仕方について検討することもひとつの課題であると考えられる。

### 3) 教育内容の位置づけについて

ある教育内容を学校の教育課程のどこに位置づけるかということについても、課題のあるところである。

教育課程の中での位置づけについては、各学校における自由度があることは望ましいことであるが、各学校における捉え方が著しく異なってくると、教育課程編成上の混乱の要因となり得る。

次のような点については、今後整理していく必要があると考えられる。

#### a 小・中学校の教科と知的障害養護学校の教科の関係

小・中学校の教科と知的障害養護学校の教科においては教科の名称として同じ名称をつかっているものがある。これらの同じ名称を用いている教科は連続性のあるものととらえるのか、それとも別個の教科としてとらえるのか。連続性があるものとして捉えるのなら

ば、その内容の連続性について整理が必要であると考えられる。

#### b 学校種別による教育課程の編成の仕方と教育内容の位置づけ

例えば、知的障害と肢体不自由を併せ有している子どもの場合、その子どもが知的障害養護学校に在籍している場合には、領域・教科を合わせた指導による取組の比重が大きくなっていることがあり、一方、肢体不自由養護学校に在籍している場合には、自立活動の取組の比重が大きくなっていることがある。

このような例は、それぞれの学校種別による教育課程の編成の仕方が影響を与えているものと考えられることができる。しかし、今後は、「特別支援学校（仮称）」という新しい枠組みの学校への変革が行われようとしている。そのため、この「特別支援学校（仮称）」の教育課程における教育内容の位置づけについては、在籍する児童生徒の実態に応じて再度整理していく必要があると考えられる。

(渡邊 章)



## 2. 教育課程と個別の指導計画のつながりについて

### 1) はじめに

教育課程の編成と個別の指導計画の作成についての違いやつながりをどのように考えていくかは今後の教育課程を展望していく上で重要な課題である。現行では個別の指導計画は、自立活動の全体計画をもとに作成することになっている。また、重複障害の児童生徒の指導について作成することになっている。しかし、自立活動のみならず、各教科等の指導の全体について個別の指導計画を作成することが望ましいので、これを前提に教育課程と個別の指導計画のつながりを考えていくことにする。

### 2) 学習指導要領から授業までの流れ

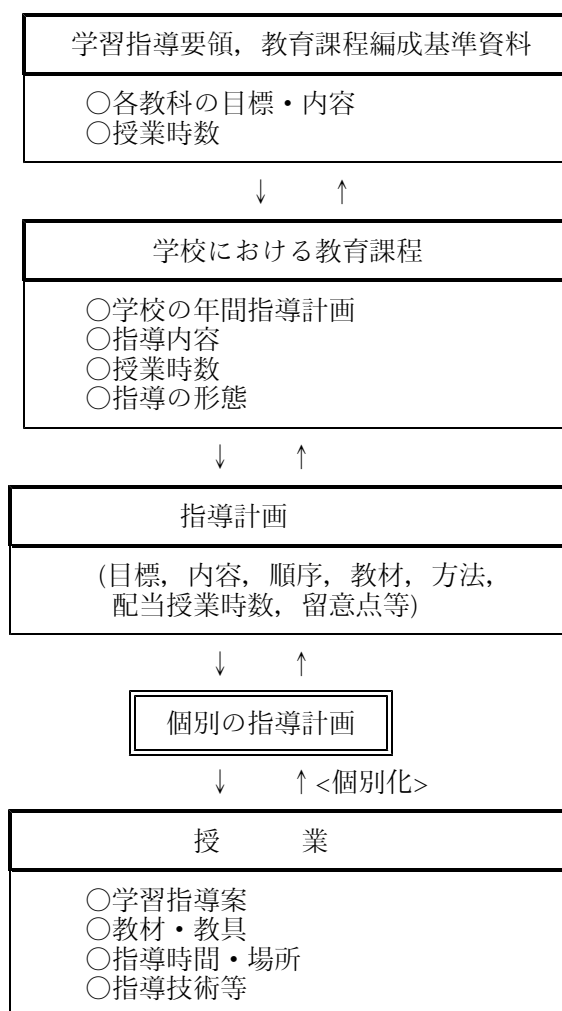


図1 学習指導要領から授業までの流れ

学習指導要領から教育課程の編成、年間指導計画等の指導計画の作成、個別の指導計画、そして授業までの流れは図1に示したとおりである。

#### a 教育課程の編成について

文部科学省では、学校の教育課程の編成は、教育課程に関する法令に従い、「学校教育の目的や目標を達成するために教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」と示している。学校教育の目的や目標は、教育基本法及び学校教育法並びに学習指導要領に示されており、各学校においては、その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし、その学校教育の目標は一般的であり、各学校においては、児童生徒の実態や学校の置かれている地域の課題など種々の課題を分析し検討した上で、それぞれの教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間の指導目標やねらい、指導内容に十分反映することが大切である。また、学校の教育課程の編成は、教員定数等とも関連してくる。

#### b 指導計画について

指導計画とは、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれについて、学部・学年あるいは学級ごとの具体的な指導目標、指導内容、指導方法、指導の順序、使用教材、指導のための配当時間、指導上の留意事項等を基にした教育課程を一層具体化した教育計画をいう。一般的には、年間指導計画、学期ごとの指導計画、月ごと、週ごと、単元ごと、題材、主題ごとに至るまで各種のものがある。

#### c 個別の指導計画について

年間指導計画が作成されていても児童生徒個々の障害の状態や学習スタイル、学習の習熟度等が異なってくるため、指示の仕方、待つタイミング、支援の方法等は個々の実態に基づいたものでなければならない実情があり、指導の個別化を図っていくには不十分である。個別の指導計画は、一人一人の実態に基づいた指導目標、内容、方法等を明確にし作成されるものであり、年間指導計画では不十分な個に応じた指導の実現、すなわち、指導目標の個別化・構造化、指導内容・方法の個別化を図っていくことが期待できる。また、個別の指導計画を作成し、指導することは、すなわち、常時教師と児童生徒が対一になり個別指導を行うことを意味するのではない。学級集団や課題別の小集団、又は学部単位、学校単位の大きな集団の中でも、個に応じた指導目標等が明確にされていれば、その児童生徒の実態、興味・関心に応じた指導の個別化が図られる。

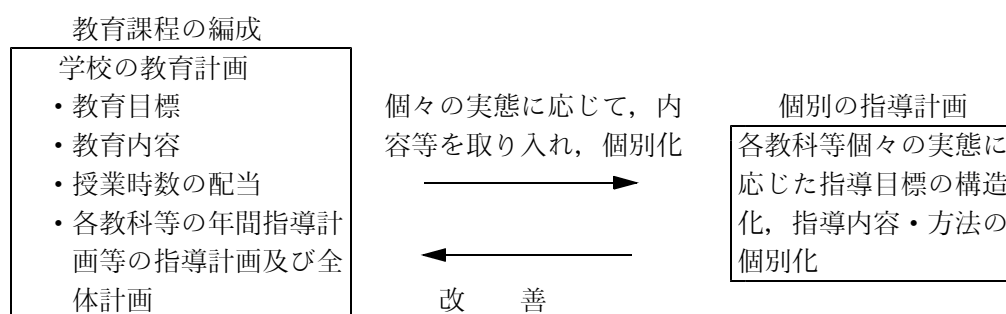


図2 教育課程と個別の指導計画の関係

### 3) 教育課程と個別の指導計画のつながりについての課題

学校の教育計画である教育課程と個別の指導計画のつながりのなさ、又はつながりにくいという課題が本プロジェクト研究の中で明らかにされた。以下に整理する。

#### a 教育課程の類型化と個別の指導計画

児童生徒の障害が重度・重複化、多様化し、それに伴い教科・領域等における学習に対する児童生徒の実態も様々である。そのため教育課程をいくつかに分け、編成している学校が多い。教育課程の類型を児童生徒の実態に合わせるように細分化しても、それが個別の指導計画の目標、内容、授業時数の配当と必ずしも合致するわけではない。教育課程と個別の指導計画とのつながりが不明確である。

#### b 個別の指導計画の集合と教育課程

一人一人の児童生徒の実態に応じた教育を行うために、個別の指導計画だけで指導を行うことが考えられる。しかし、全校の児童生徒の個別の指導計画を集め、それをもって教育課程の編成を行おうとしても教育基本法等の法令における教育の目標や学習指導要領に示されている指導内容等を全て網羅することは困難である。

#### c 教育課程の編成と個別の指導計画の作成に対する教師の意識

学習指導要領から教育課程の編成、年間指導計画等の指導計画、個別の指導計画の作成の流れが十分理解されておらず、学校の教育課程に児童生徒を合わせようとしたり、逆に個別の指導計画だけで指導を行おうとしたりすることがある。

#### d 教育課程の評価規準と個別の指導計画と評価の連続性

国の評価規準(学校の教育課程の評価規準)と個別の指導計画による個人内評価とのつながりや連続性が不明確であり、個人内評価はともすると教師の偏った独

善的な評価に陥ることもある。独善的にならないためにも個別の指導計画による横断的・縦断的な個人内評価の充実を図るとともに学校の教育課程の評価規準とのつながりをもつことが課題である。

### 4) 今後の方向

学習指導要領、学校における教育課程、指導計画、個別の指導計画のつながりを明確にするためには、以下のことが考えられる。

#### a 柔軟な教育課程の運用

個別の指導計画による指導が行いやすいように、教育課程の運用を柔軟にしていく必要がある。指導内容だけではなく、授業時数なども個に応じて配当できるようにしていくことが大切であり、そのためには学年の枠を外したグループ、習熟度別のグループ、個別指導など様々な指導形態が図れるような柔軟な学校組織が必要である。

#### b 全教職員による共通理解

学校の教育課程の編成、年間指導計画などの指導計画の作成、そして個別の指導計画の作成という一連の過程で全教職員によるこれらのつながりについて共通理解を図ることが重要である。

図2に示したように、学校の教育計画は法令等に従い目標、内容等が各教科・領域等に網羅されているわけであり、そこから個々の実態に応じて内容等を取り入れ、個別化していくことができる。また、個々の児童生徒の実態等を教育課程の編成に反映することも重要である。

(武田 鉄郎)

### 文 献

- 1) 東京都教育庁指導部心身障害教育指導課(1999)障害のある児童・生徒のための個別指導計画Q&A. 文久堂.
- 2) 文部省(2000)盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説-総則編-. 海文堂

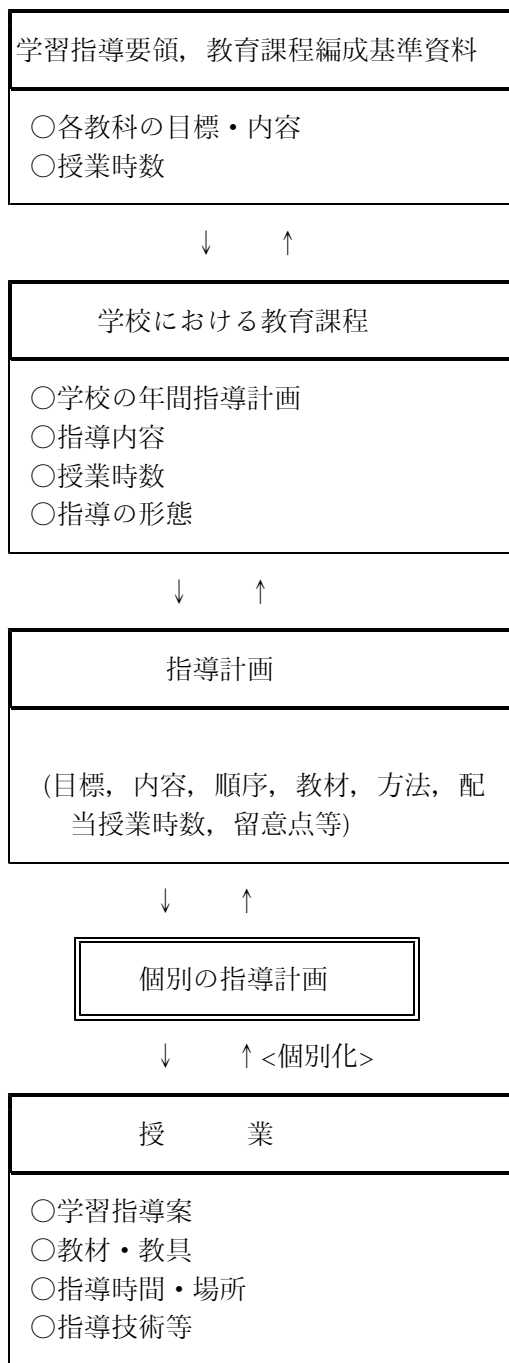


図1 学習指導要領から授業までの流れ  
教育課程の編成

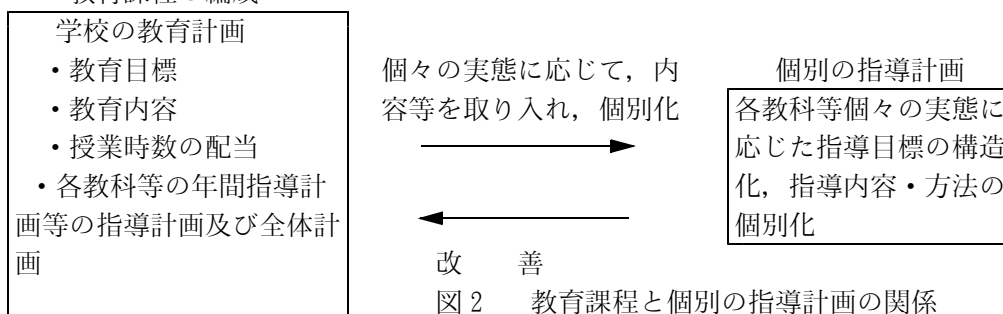


図2 教育課程と個別の指導計画の関係

### 3. 自立活動の位置づけと内容の整理

#### 1) 自立活動の変遷

自立活動（養護・訓練）は、教育課程上、盲・聾・養護学校における特別に設けられた領域として位置づけられている。「養護・訓練」が障害を改善・克服するための新しい指導領域として学習指導要領に設定されたのは昭和46年である。そして、平成11年の学習指導要領の改訂で自立活動に名称が変更となった。盲・聾・養護学校の草創期から今日まで、その内容等の変遷を簡単にまとめると以下の通りである。なお、本稿では本報告書の山下、香川、石塚各氏の論文及び文部科学省の盲・聾・養護学校学習指導要領解説－自立活動編－を参考に、課題等を以下のように整理した。

##### a 「養護・訓練」が学習指導要領に設定される以前の指導

養護・訓練の指導は、盲・聾・養護学校の草創期において教科等の指導の中で部分的な取り組みとして指導が行われたが、系統的・継続的な指導には至らなかった。昭和39年の盲学校学習指導要領小学部編、聾学校学習指導要領小学部編では、盲学校では歩行訓練を体育に、感覚訓練を理科に、聾学校では聴能訓練を国語と律唱に、言語指導を国語に、教科の一部として位置づけられた。養護学校では昭和38・39年の学習指導要領で各教科等の中で、肢体不自由養護学校の小学部では体育・機能訓練、中学部では保健体育・機能訓練として、病弱養護学校の小学部では養護・体育、中学部では養護・保健体育として行うこととされた。知的障害養護学校では、生活訓練は日常生活の指導や生活単元学習で、職能訓練は作業学習として指導された。

##### b 「養護・訓練」を学習指導要領に新領域として設定

養護・訓練が教育課程編成の一つの領域として位置づけられたのは、昭和46年度の盲、聾、知的障害、肢体不自由、病弱の各学校の学習指導要領である。昭和46年度の学習指導要領の改訂では各学校種毎に学習指導要領が作成されたが、養護・訓練の目標と内容は共通で、4つの柱（心身の適応、感覚機能の向上、運動機能の向上、意思の伝達）を基に12項目が示された。昭和54年の改訂では、盲・聾・養護学校の学習指導要領が共通に示され、養護・訓練の内容は5つの柱（身体の健康、心理的適応、環境の認知、運動・動作、意思の伝達）を基に18の項目に改められた。平成元年の学習指導要領では幼稚部教育要領に養護・訓練が新たに設定された。

##### c 「養護・訓練」から「自立活動」へ

平成11年の学習指導要領の改訂で養護・訓練から自立活動に名称が変更された。その理由は、この領域が「一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した活動である」とこと、「自立を目指した主体的な取組を促す教育活動である」とことを一層明確にする観点からである。

#### 2) 自立活動の目標と内容の示し方

##### a 自立活動の教育課程上の位置づけ

盲・聾・養護学校の目的については、学校教育法71条で示されている。その前段には、盲・聾・養護学校が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育であることが明記され、後段には「あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授ける」との記述があり、これは自立活動に該当している部分である。盲・聾・養護学校の教育は、小・中・高等学校の教育目標と併せて、独自の目標が必要であることが示されている。この点からも、自立活動は、盲・聾・養護学校の児童生徒等の教育に当たって教育課程上大変重要な位置を占めていることがわかる。

##### b 自立活動の目標（ねらい）

自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う」と学習指導要領に記述されている。今回の改訂では、障害によって生ずるつまづきや困難を軽減しようとして、また障害があることを受容したり、つまづきや困難の解消に努めたりすることを明らかにするため、従前の「克服」を「改善・克服」と改められた。

##### c 自立活動の内容

自立活動の内容は、「人間の基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成されている。これらの要素を5つの区分に分類・整理し、さらに22項目として示されている。その内容は、障害種別を越えて共通に示されている。

#### 3) 自立活動に関する課題

##### a 教科と自立活動の関連

自立活動に関する教育活動は、学校の教育活動全体を通して行われる。これは自立活動の時間の指導の他に教科、特別活動、総合的な学習の時間等においても、その改善・克服等に関する指導が行われることを意味する。

自立活動が学習指導要領に設定される以前から、障害の状態の改善・克服するための教育活動は、主

として教科の中で行われていたことは前述の通りである。各教科と自立活動とでは、教育内容や授業形態の面で基本的に区別される。

教科は伝統的な文化遺産を体系的・系統的に整理し、それを児童・生徒の発達に即して、学年毎に指導内容を配列したものである。つまり教科においては、基本的に同じ学年の子どもはすべて同じ内容の授業を受けることとなる。授業形態は、教科は一斉指導を基本とし、必要に応じてグループによる指導や個別指導が取り入れられる。

自立活動は、個々の障害の状態に即して教育内容が決められ、一人一人の教育内容は異なる。授業形態は、個別指導が取られる。指導の実際において、指導課題によりグループによる指導が行われる。

障害の重い子どもの指導の実際場面では、自立活動の内容と知的障害養護学校の各教科に示される内容とを明確に区別することが難しいとの指摘がある。

#### b 自立活動の内容の示し方

知的障害養護学校に在籍している児童生徒の内、約3割が自閉症児であるといわれている。自立活動の内容が自閉症児の指導に生かされにくいなどの指摘がある。また今後、特別支援教育へ移行していく中で、LDやADHD、高機能自閉症などの軽度発達障害に対応した自立活動の内容の示し方が必要になる可能性が出てきている。

障害のある子どもの社会的自立や参加を目指した教育を展開する時に、学校から社会への移行学習などを含む、自立活動の内容を検討する必要がある。

#### c 障害の捉え方と自立活動

養護・訓練における障害観は、WHOの国際障害分類を参考に、ディスアビリティとして理解され、説明されてきた。その後、国際的な障害者施策の動向により、障害者の「自立」の概念が広く捉えられるようになった。平成11年の学習指導要領の改訂はこれらの動向に沿ったものである。

平成13年、WHOはこれまでの障害分類を改訂し、新しい国際生活機能分類（ICF）を採択した。今後はこのICFの観点から自立活動の目標や内容を検討する必要がある。

#### d 通常学校に在籍している児童生徒を視野に入れた自立活動に求められる専門性

自立活動の指導においては、個別の指導計画の作成が学習指導要領に明示された。これにより個々の子どものニーズに対応したきめ細かな指導が可能となっている。特別支援教育に向けて、制度の見直しが進んでいる。通常学校に在籍している児童生徒への支援領域の一つとして自立活動が考えられるが、

自立活動は教育課程上は対象児に障害があることを前提としている。今後はこの点から通常学校での自立活動の検討が必要となる。

（當島 茂登）

#### 4. 小中学校における教育課程の課題

小中学校における障害のある児童生徒の指導については、主として「特殊学級での指導」と「通級による指導」があげられる。

##### 1) 特殊学級及び通級による指導と教育課程

特殊学級は、障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うため、小学校及び中学校において特別に編成された小人数の学級である。教育課程については、基本的には、小学校及び中学校の学習指導要領によることとなるが、障害の状態等に応じた適切な教育を行うため、特に必要がある場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成することができることとされている。

また、通級による指導は、小学校及び中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒のうち、障害の状態等に応じた特別な指導を必要とする者のための教育形態として、平成5年度に新たに制度化されたもので、その指導を通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができることとされている。

##### 2) 教育課程における課題

特殊学級及び通級による指導においても、特別な教育課程を編成しつつ、個別の指導計画を作成し、指導を展開する取組みが拡大してきている。特に通級による指導は、平成5年度の制度化以降、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、制度的にはLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒をその対象とするか否かが大きな課題である。これらの指導において教育課程に関わる課題として次の点があげられる。

- a 特殊学級は、通常の学級と比較すると、知的障害や肢体不自由など多様な児童生徒を受け入れ、その教育的ニーズに応じた教育を提供している。特に知的障害特殊学級等では、複数の異なる学年の児童生徒が在籍している場合が多い。そのような学級で、領域・教科を合わせて指導する、交流による学習を展開する等弾力的な指導が展開されている。しかしながら、学級の教育課程は1つであり、その運用において難しい状況にある。
- b 通級による指導においては、通常の教育課程と

は別に、特別な教育課程を編成し、その教育を提供している。児童生徒の実態に応じてその教育課程が編成されるが故に、児童生徒個々のための教育課程とも言える。この特別な教育課程について、通常の教育課程を弾力的にして、その一部に含むという考え方と個別の特別な教育課程が必要とする考え方がある。

通常の教育課程を弾力的にして、指導方法として特別な内容を含むとの整理も可能であるが、担当者等の条件整備の問題が解決できない。

通級による指導の場合に、通常の教育の内容と通級で取扱う内容とのすり合わせ、また、通級による指導で欠けた時間の内容の取扱いについて整理することが必要である。

- c 通常学級に在籍する児童生徒が、時間によっては特殊学級において個別的な指導を受けるという通級に類似した指導が実態として展開されている。これらの指導について、教育課程上の整理はされないままとなっている。特殊学級のサービスのな内容に留まっているが、どのように整理すればいいのか課題である。

##### 3) 今後の方向について

「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）では、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが基本理念として示された。特に、LD、ADHD、高機能自閉症を含め通常の学級に在籍しているすべての障害のある子どもの教育が課題となっている。

一方、通常の教育においては、個々の実態に応じたきめ細かな指導として、少人数指導やTT、補助教師の活用等が拡大しつつあり、「個に応じた指導」は、障害のある子どもの教育だけでなく、通常の教育においても重要課題となっている。

このような動向を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を展開していく上で、その際の教育課程の在り方については、重要な検討課題であろう。このプロジェクト研究の議論を展開し、早急にそのモデルを検討することが求められる。

(徳永 豊)

### Ⅲ 「特別支援学校（仮称）」の教育課程の今後の在り方

#### 1. 特別支援学校（仮称）を想定した場合の課題について

##### 1) はじめに

「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）<sup>1)</sup>（以下、最終報告とする。）第三章は、特別支援教育を推進する上での盲・聾・養護学校の在り方について次のことを提言している。

(1) 現行の障害種別ごとの学校制度から、障害種別にとらわれない学校「特別支援学校（仮称）」（以下、特別支援学校とする。）の制度化に向けて、法律改正を含めた具体的な検討が必要。

(2) 特別支援学校（仮称）は、地域の特別支援教育のセンター的機能の一層の重視が必要。

本稿では、この特別支援学校（仮称）の概念や背景、教育課程編成の課題について検討する。

##### 2) 特別支援学校（仮称）の概念

特別支援学校（仮称）では、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育等複数の専門の教育部門を有するか、若しくは現行のように特定の教育部門のみを有することが可能だとされている。また、特別支援学校（仮称）には、次の役割があるとされている。

(1) 障害が重い、あるいは障害が重複していることにより専門性の高い指導や施設・設備等による教育的支援の必要性が大きい児童生徒に対する教育を地域において中心的に担う役割がある。

(2) 小・中学校等における教育や指導に関し教員や保護者の相談に応じ、助言等を行うなど地域の特別支援教育のセンター的機能を一層重視する必要がある。

現行でも養護学校においては、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育の複数の専門の教育を行う部門をもつ学校の設置は可能であり、すでに五十を越える養護学校が併置として設置されている。

盲・聾・養護学校学習指導要領<sup>2)</sup>等には、地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めることが規定されている。また、「二十一世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）でも、地域の特殊教育のセンターとしての盲・聾・養護学校の機能の充実が謳われている。すでに各地の盲・聾・養護学校では、地域の小・中学校等の教員や保護者を対象とした教育相談や研修講座の実施、学校施設・設備の開放や教材・教具の貸出等に取り組んで

いる。

特別支援学校（仮称）では、地域のネットワークを構築・推進する観点から、学校のセンター的な機能を一層重視し充実していくことが求められている。

##### 3) 特別支援学校（仮称）が提言された背景

最終報告では、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の障害の重複化や多様化、及び地域の特別支援教育のセンター的役割の重視から、特別支援学校（仮称）の制度への改正の必要性が述べられている。

(1) 盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の障害の重複化や多様化

近年、盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒等の障害の重度化・重複化・多様化が指摘されてきた。特に肢体不自由養護学校における重複障害のある児童生徒等の在籍率は7割にのぼっており、養護学校全体でも医療的ケアの必要な児童生徒等の数が増加している。

この盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の現状に即した学校の枠組みの検討が必要となり、障害種別によらない学校が設置できるようにすることが提言された。

(2) 地域の特別支援教育のセンター的役割の重視

盲・聾・養護学校の地域の特別支援教育のセンター的役割の重視については、前述したようにすでに取り組みつつあることでもある。

最終報告の全体として示された方向性は、地域の実情に応じて障害のある児童生徒に対する教育的支援を充実することが柔軟にできるようにするための仕組みづくりである。今回、新たに提言された「個別的教育支援計画」や「広域特別支援連携協議会」などの仕組みは、地域でのネットワークづくりを進め、特別支援教育を実現するための手だてである。この大きな方向性の中で、地域の特別支援教育のセンターとしての特別支援学校（仮称）の役割をとらえ位置づけていく必要がある。

特別支援学校（仮称）となって複数の専門の教育部門を持つことで、一層、センター的役割を発揮しやすくなる場合もあると考えられる。

盲・聾・養護学校のセンター的機能を考えることは、学校の再定義であり、盲・聾・養護学校が地域の住民や小・中・高等学校等にとって必要な存在として認められることだとも言える。盲・聾・養護学校の積極的な機能の公開と説明が必要不可欠である。

##### 4) 特別支援学校（仮称）の教育課程編成の課題

(1) 児童生徒等の障害の重複化、多様化に対応した教育課程の編成

特別支援学校（仮称）が提言された背景に盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒等の障害の重複化や多様化がある。特別支援学校（仮称）に障害種別の専門の教育部門をどのように設けるかは、地方公共団体に委ねられており、実際の教育課程の編成や学級編成、授業形態等校内の運営も色々考えられる。現在でも、盲・聾・養護学校では、様々な教育課程の編成がなされているが、特別支援学校（仮称）の複数の教育部門のそれぞれで複数の教育課程を編成し、障害の重度化、多様化に応じた柔軟な教育課程の編成の一層の充実を図る必要があると考えられる。

## (2) 組織としての専門性のあらわれとしての教育課程の編成

### ア 組織としての専門性の維持強化

最終報告では、組織としての専門性の強化として、校内の支援体制の構築、学校外の専門家等の人材の活用、関係機関との連携協力体制の構築、総合的な教育研究体制の構築等が提言されている。このことは、これまでの盲・聾・養護学校で培われた指導法等の教員個人の専門性の維持強化に加え、地域支援を行う組織を明確に位置づけるなどの学校組織としての専門性の強化を図り、そのための学校組織の検討が必要不可欠であることを示していると考えられる。

教育課程はその学校の教育計画のまとめりだといわれており、複数の障害別の教育部門を有することが想定される特別支援学校の組織としての専門性のあらわれとして、教育課程の編成があると考えられる。

### イ 校内の教育課程編成システムの確立

現在の盲・聾・養護学校での教育課程の編成の課題となっていること、例えば、一貫した教育課程の編成（中・高等部の継続性と一貫性等）や高等部教育の充実（進路指導や職業教育等の充実等）に対応した教育課程の編成や改善を図るために、校内の教育課程編成のシステムの確立が必要となるであろう。

その際、教育目標のとらえの整理（子どもを一人の生活者としてとらえる視点が共有できるか等）、教育課程のとらえの整理（教育課程は、個別の指導計画を積み上げた「和」か、学校の教育活動の緩やかな「枠」か等）、自立活動の内容と各教科の内容の整理

（各教科の指導のねらいと自立活動のねらいの理解、各教科の指導内容と自立活動の指導内容の理解等）、組織としての専門性の強化として提言された学校外の専門家等の人材の活用、関係機関との連携・協力体制の構築、総合的な教育研究体制の構築等と相まって教育課程の編成のシステムをどうつくるか等、について、校内での検討が必要となると考えられる。

知的障害教育部門の各教科や自立活動の考え方、具体的な指導内容の設定の仕方、年間指導計画の立て方や授業展開等が、授業実践を通じて議論されることで、学校全体の教育課程の編成が一層柔軟になることが期待される。例えば、特例を適用して高等部の生徒に小学部の教科の目標・内容に替えて授業を行うことは、理論上あっても現実的とはいえず、むしろ知的障害養護学校高等部の各教科の内容の考え方で指導内容を整理し、授業形態を工夫して授業展開した方が生徒に適している場合もあると考えられる。

## (3) 教育課程に関する学校の説明責任

平成10年度の学習指導要領の改訂では、教育課程の編成は各学校長の責任においてなされることが一層明確になるように記述されている。学習指導要領には教育内容の基準が示されており、基準性についての整理がなされている<sup>3)</sup>。教育課程の編成は各学校長の責任においてなされるべき事柄であることは今後も継続すると考えられる。従って、特別支援学校（仮称）の教育課程に関する説明責任は一層重要になると考えられる。

## 参考文献

- 1) 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）. 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議平成15年3月
- 2) 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領. 文部省. 平成11年3月
- 3) 初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について（答申）. 中央教育審議会. 平成15年10月

（竹林地 毅）



## 2. 今後の教育課程の基準の在り方について

盲・聾・養護学校の学習指導要領等については、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領に示された教育のねらいや目標、教育の内容等を踏まえ、障害のある子どもの実態に即した教育を実現するために別個に定められている。それぞれの学校段階の教育目標や内容については、基本的には小学校学習指導要領や中学校学習指導要領等に準ずることとし、障害のある子どもの多様な実態に対応した教育を進めるためには、様々な教育課程編成上の特例を設けて、指導の適切化を図ることとしている。しかし、昨今の特殊教育を取り巻く状況の変化、つまり、障害の重度・重複化、多様化、そして特別な教育的ニーズに対応した教育への志向などの流れの中で、新たにLDやADHD、高機能自閉症の子どもへの対応が求められるなど、これまでの特殊教育の対象に限らず、より対象を拡大した形で、特別支援教育としての幅広い対応が求められるようになった。こうした流れの中で、これまでの盲・聾・養護学校を中心とした教育課程の基準についても、その在り方について様々な課題が指摘されている。

特に、知的障害養護学校については、障害の特性に応じて、小・中学校の教育における教科内容とは異なる内容を独自に示しており、それと幼稚部教育要領や自立活動の内容との関連をどのように保つかが課題となっている。

また、「今後の特別支援教育の在り方について」（今後の特別支援教育に関する調査研究協力者会議報告書）で取り上げられているいわゆる特別支援学校（仮称）や小・中学校における一人一人の特別な教育的ニーズへの対応を想定した教育の場における教育課程の基準の在り方については、これまでの盲・聾・養護学校の学習指導要領をどのように改善していくかという大きな課題がある。

本プロジェクト研究では、様々な角度からいわゆる特別支援学校（仮称）への移行も踏まえた上で、盲・聾・養護学校の今後の学習指導要領等の在り方について議論してきた。これまでの盲・聾・養護学校の教育実践を生かした上で、新たな学習指導要領等を策定するためのプロセスとして、三つの段階に分けながら移行を進めていくことが望ましいと考え、以下のような視点をまとめることに至った。

### ア 学習指導要領の改善モデル

これまでの盲・聾・養護学校における教育実践を今後の特別支援学校（仮称）においても生かすという視点を持ち、障害種別の盲・聾・養護学校から障害種別

にこだわらない設置形態も含めて、より個々の子どもの障害の状態に即した教育実践を進めていこうという考え方から、現行の学習指導要領等をまず見直すというものである。

大枠としては、現行の学習指導要領等の枠組みを踏襲するものである。つまり、小・中学校等の教育課程の基準である幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領とは別個に特別支援学校（仮称）としての学習指導要領等を策定するという考え方である。具体的には、特別支援学校（仮称）の幼稚部教育要領、小・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領を策定することになる。その際、特別支援学校（仮称）の在り方が重要な鍵を握ることになる。「今後の特別支援教育の在り方について」においては、これまでの盲・聾・養護学校と異なり、障害の枠を超えた学校として想定されていることから、教育課程の基準についても、これまでの盲・聾・養護学校、つまり障害種別の学校に対応した学習指導要領等ではなく、個々の子どもの障害の状態に対応した教育実践が可能となる学習指導要領等に必要がある。

現行では、「盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校」などと示されている部分を、「〇〇障害のある子ども」などと、子ども本位に表現することになる。

その際、現行では、盲者、聾者等について、学校教育法施行令で規定されているが、これまでの対象に限らず、多様な実態の子どもを教育対象にする場合の規定の変更が前提として求められることになる。

現行の盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の考え方として、小学校等に準ずる教育が可能な盲・聾・肢・病の子どもたちへの対応と、小学校等とは異なる教科内容を学習する知的障害の子どもたちへの対応ということで、大きく二つに分けて教科内容を示している。子どもの実態によっては、それらを相互に使用できる形に示し方を工夫することが必要である。知的障害を合わせた盲・聾・肢・病の子どもが、知的障害の子ども向けの教科内容を活用しやすくするとともに、また一方では、個別に自立活動の指導を行うことなども実践される必要がある。

自立活動については、特別支援学校（仮称）における教育の特徴として見直しを行いつつも、この分野の独自の指導領域として、教育課程の基準として特別支援学校（仮称）の学習指導要領等に位置づける必要がある。

各教科指導上の配慮事項や知的障害者を教育する場合の各教科の目標、内容及び各教科指導上の配慮事項等を別個に規定する必要がある。

イ 特別支援学校(仮称)の教育課程の一本化モデル  
アのモデルが、特別支援学校(仮称)の学習指導要領等を幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領とは別個に策定し、その中で、準ずる教科内容と知的障害に対応した独自の教科内容を示すものであったが、イのモデルは、教科の示し方に工夫を加えるものである。

特別支援学校(仮称)がこれまでと異なり、障害の枠を超えた学校として想定されていることから、一つの学校に視覚障害の子どもや聴覚障害の子ども、あるいは知的障害の子どもが在学し、それぞれに必要な教育を受ける場合が想定される。そうした場合、個々の子どもの障害の状態に対応した教育実践が可能となる学習指導要領等にする必要がある。

そこで、知的障害の子どものための教科内容を、小・中学校の教科と共通の流れの中で示し、軽度発達障害の子どもに対する教育をも含めて、大きくりの教育課程編成の中で、教師が子どもの実態に即して個別の指導計画を綿密に作成しながら指導を進めていくことができるようにするという考え方である。

もともと、知的障害の子どものための教科内容も、小・中学校の教科内容と同じ系統性の中で位置づけられるものであり、それは、障害の特性に合わせて、よりきめ細かく、しかも子どもの日常生活との関連に配慮してその内容を設定し、配列していたものであるから、合わせて示すことに問題はないと思われる。ただし、運用の仕方、指導計画の展開上に「領域・教科を合わせた授業」等の工夫が大切になるわけである。

具体的には、小学部の教科内容として、知的障害の子どもの実態に即したものを掲げる必要があり、通常の1年生の教科内容に至る前段階のより基礎的な教科内容を示すことになる。

その際、幼稚園教育要領との区分けが必要になるが、幼稚園教育要領に示す内容は、生活年齢が3歳以上6歳未満の子どものものであり、小学部学習指導要領に示す初期段階の教科内容は、生活年齢が6歳以上の子どものものであるという考え方に基づくことになる。こうすることによって、いわゆる特別支援学校(仮称)に通学する多様な実態の子どもにとって、その子どもの必要性に応じた教育課程の編成や指導計画の作成が容易になると考えられる。また、学年相応に生活年齢に即した学習内容等を盛り込む必要もあろう。

その際の評価については、現在、話題となっている絶対評価、すなわち学習指導要領で示した目標に応じて、それがどこまで到達できたかどうかで判断することになり、現在、盲・聾・養護学校で実践されている個別の指導計画や、今後、期待されている個別の教育

支援計画の取り組みが活用されることとなる。

#### ウ 学習指導要領の一体化モデル

いわゆる特別支援学校(仮称)の学習指導要領は作成せず、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において、いわゆる特別支援学校の教育に関連する事項についても盛り込んで記述するという考え方である。

このタイプの前提としては、今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の報告に基づき、小学校や中学校に障害のある子どもが一般的に在学し、そこである程度の支援や指導が可能となっている必要がある。また、知的障害の子どもについても、イのタイプのような形での教育課程の編成に習熟し、子どもの必要性に応じた教育実践が特別支援学校(仮称)で行われるようになっていく必要がある。つまり、イのタイプの学習指導要領等のより発展したタイプがウであると考えられる。

学習指導要領等としては、学校種別にかかわらず一体化され、一つの学習指導要領等の中に、個々の障害の状態に応じて、いわゆる特別支援学校(仮称)や小・中学校における一人一人のニーズに対応した教育において、特別な指導が可能となるような仕組みが必要になる。具体的には、指導計画の作成と内容の取扱いにおいて明記することが考えられる。

(穴戸 和成)

モデル1 学習指導要領の改善モデル

高等学校 学習要 指導 指領		高等学校 学習要 指導 指領	
中学校 学習要 指導 指領		中学校 学習要 指導 指領	
小学校 学習要 指導 指領		小学校 学習要 指導 指領	
幼稚園 教育要 領		幼稚園 教育要 領	
		特別支援学校 （仮称）	特別支援学校 （仮称）

モデル2 特別支援学校（仮称）  
モデル

高等学校 学習要 指導 指領		高等学校 学習要 指導 指領	
中学校 学習要 指導 指領		中学校 学習要 指導 指領	
小学校 学習要 指導 指領		小学校 学習要 指導 指領	
幼稚園 教育要 領		幼稚園 教育要 領	
		特別支援学校 （仮称）	特別支援学校 （仮称）

モデル3 学習指導要領の  
一体化モデル

高等学校 学習要 指導 指領		高等学校 学習要 指導 指領	
中学校 学習要 指導 指領		中学校 学習要 指導 指領	
小学校 学習要 指導 指領		小学校 学習要 指導 指領	
幼稚園 教育要 領		幼稚園 教育要 領	
		特別支援学校 （仮称）	特別支援学校 （仮称）

※若しくは  
自立活動

独自教科の  
例示と種別  
の配慮は  
(教科等は  
標準ずる)

種別の配  
慮  
(教科等は  
標準ずる)

種別の配  
慮  
(教科等は  
標準ずる)

小1の  
教科の内  
容に至る  
前段階の  
教科内容  
など

種別  
の配慮